



平成22年度税制改正において、**定期金に関する権利の評価方法が見直し**となりました。現行の定期金に関する権利の評価における割合・倍数は、1950(昭和25)年当時の金利水準(8.0%)と平均寿命(男58.0歳・女61.5歳)などを勘案して定められており、その後の金利水準の低下や平均寿命の伸長、現行評価方法による算定額と年金受取額の現在価値とが大きく乖離していることなどを踏まえての見直しとなりました。今回は、**平成22年3月末限りの個人年金保険を活用した相続対策**についてご説明します。

定期金に関する権利の評価方法見直しの概要

現行(改正前)

1. 給付事由(被保険者の死亡等)が発生しているもの

(1) 有期定期金・・・次の①、②のいずれか低い金額

①給付金の総額×残存期間に応じた割合

残存期間	～5年	～10年	～15年	～25年	～35年	35年超
割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

②1年間に受けるべき金額×15倍

(2) 無期定期 1年間に受けるべき金額×15倍

(3) 終身定期金

1年間に受けるべき金額×受給者の年齢に応じた倍数

年齢	～25歳	～40歳	～50歳	～60歳	～70歳	70歳超
倍数	11倍	8倍	6倍	4倍	2倍	1倍

2. 給付事由(被保険者の死亡等)が発生していないもの

払込済保険料等(総額)

×払込開始の時から経過年数に応じた割合

残存期間	～5年	～10年	～15年	15年超
割合	90%	100%	110%	120%

改正案

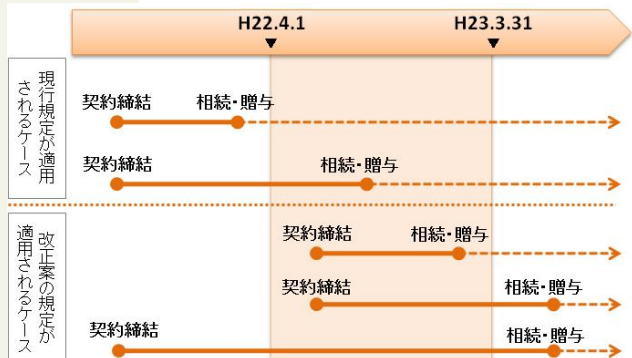
1. 給付事由(被保険者の死亡等)が発生しているもの

次の①～③のいずれか高い金額

①解約返戻金相当額

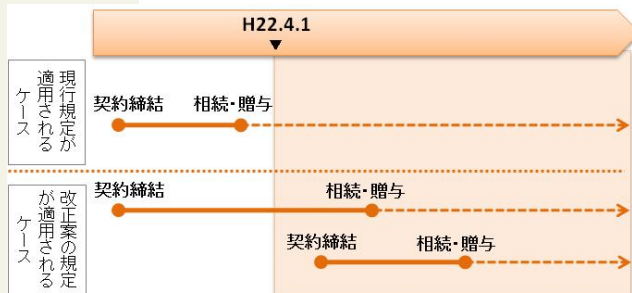
②一時金相当額(定期金に代えて一時金の給付を受けられる場合)

③予定利率等を基に算出した額(年間受取金額×残存期間・平均余命に応じた予定利率等の複利年金現価率)



2. 給付事由(被保険者の死亡等)が発生していないもの

原則として、解約返戻金相当額で評価する。



相続対策に有効な保険の活用方法

相続税対策には様々な手法がありますが、中でも年間110万円の非課税枠を利用した暦年贈与は有効な対策です。

しかし、年間110万円の非課税枠を利用した暦年贈与では、多くの金額を贈与するには非常に時間がかかります。

また、贈与税の税率は非常に高く、一度に多くの金額を贈与するのは難しいのが現状です。

そのため、一度に多額の贈与をすることが可能な、**定期金に関する権利の評価方法を活用する方法が非常に有効**です。

通常の暦年贈与(110万円)の場合

暦年贈与の場合、贈与を受けた人ごとに、毎年110万円の基礎控除があります。(参考:2009年11月号Vol. 58「よくわかる「贈与」についての基礎知識」<http://www.funai-t.co.jp/asset-news/backnumber.php?id=208>)

■贈与税の計算方法

①贈与財産の課税価格－基礎控除(110万円)

＝贈与財産の基礎控除後の課税価格

② ①×税率－控除額＝納付すべき贈与税※贈与税速算表

(1000万円を贈与した場合)

①1000万円－110万円

＝890万円

②890万円×40%－125万円

＝231万円

贈与税の納税負担者は贈与を受けた人となります。上記のように**1000万円の贈与を受けた人は、贈与税額231万円(実効税率は23.1%)が発生**します。

贈与財産の基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	—
200万円超～300万円以下	15	10
300万円超～400万円以下	20	25
400万円超～600万円以下	30	65
600万円超～1000万円以下	40	125
1000万円超	50	225

定期金に関する権利の評価方法を活用した場合

税制改正前の定期金に関する権利の評価方法を活用した保険を使って贈与を行う場合、以下の点に注意が必要です。

①**年金受取期間を長期**に設定する。

②**契約締結を平成22年3月31日まで、贈与等を平成23年3月31日まで**に行う。

■贈与税の計算方法(年金資産の贈与の場合)

①給付金の総額(残存期間に受取る年金総額)

×評価割合(表1.(1)①参照)＝贈与財産の課税価格

② ①－基礎控除(110万円)

＝贈与財産の基礎控除後の課税価格

③ ②×税率－控除額＝納付すべき贈与税※贈与税速算表

(1000万円を贈与した場合※年金受取期間40年)

①1000万円×20%＝200万円

②200万円－110万円＝90万円

③90万円×10%－0万円＝9万円

贈与税の納税負担者は贈与を受けた人となります。上記のように**1000万円の贈与を受けた人は、贈与税額9万円(実効税率は0.9%)が発生**しますが、暦年贈与の場合と比較して、贈与税の負担は非常に低く抑えることができます。

※2010年1月10日現在の法令に基づき制作しています。申告の際は最寄りの税務署等にてご確認ください。

今後、税制改正等が行われた場合には、その限りではありません。また、本資料に記載された情報に関しては信頼ある情報源から入手したものではありませんが、その正確性は弊社で保証するものではありません。